日工組通信

第33回

新理事長に聞く 後編

パチンコ依存のめり込み問題 業界を挙げて対応していく

「対策として射幸性の抑制ということも重要なテーマのひとつ」

「遊技機の一部の情報を管理する。新たなシステムも」

先月に続き、日本遊技機工業組合（日工組）の新理事長・筒井公久氏（株式会社SANKYO代表取締役社長）に話を聞く。後編では、IR推進法（カジノを含めた統合型リゾート施設整備推進法）の施行によって関心が高まっているパチンコ依存（のめり込み）問題や、パチンコの新たな可能性を示す「管理遊技機」について話を聞いた。

――IR推進法が施行されて以来、ギャンブル等依存問題が政府や国会で議論されています。パチンコ業界ではどんな対策をお考えですか。

筒井　業界団体の集まりである「パチンコ・パチスロ産業21世紀会」が中心となってのめり込みの問題を抱えた人の専用電話相談窓口としてリカバリーサポート・ネットワーク（RSN）を開設し、支援してきました。パチンコの各店舗においては、自己申告プログラムという制度もあります。これは、あらかじめ本人が申告した金額を超えて遊技をされた場合、次回来店時にホールのスタッフが声掛けをして注意を促すという制度です。

――機械の性能を下げる、つまりパチンコの大当り確率を高くすることも考えていますか。

筒井　当然、依存問題対策として射幸性の抑制ということも重要なテーマのひとつです。一方で、日工組では社会的に許容される適度な射幸性は必要だと考えています。ただ、これは機械のバリエーションによっても違ってきますし、ファンのニーズもさまざまです。そこはバリエーションごとに変化をつけるという対応も考えていきたいと思っています。

――依存（のめり込み）問題にも関連して、現在は「管理遊技機」というものを準備中とのことですが、具体的にはどういうものなのでしょうか。

筒井　遊技機の情報、特に出玉情報を管理することで、射幸性の管理ができる、と考えています。また、かつては廃棄台の野積みが社会問題化したこともありました。今は点でも、管理遊技機ができれば、遊技機の設置情報も一元管理できるようになり、不法投棄がなくなる。もうひとつは省資源ですね。ホールから外れた遊技機を回収してリサイクルできる。管理遊技機には、多くの点で副次的効果が考えられます。

――遊技機の一部の情報とは、プレイヤーの遊技履歴も管理できるのでしょうか。

筒井　そこは長期的な課題ですね。プレイヤーの使用金額や遊技頻度の履歴を確認できたり、もしくはご家族の方が申告していただければ、あらかじめ登録されている個人のID情報にアクセスし、使用金額を制限するといったことも可能になっていくでしょう。ただ、これを実現するにはシステム化と正しい個人情報が必要になります。制度化やシステム化には相当な時間がかかると思っています。

――話は変わりますが、日工組では社会安全研究財団（社安研）を支援されていますね。

筒井　これは日工組が中心となって立ち上げた財団ですが、公益財団法人として、研究の助成事業などを行っています。この社安研では現在、お茶の水女子大学と共同で「パチンコ・パチスロ遊技障害全国標準サンプリング調査」を実施しています。近いうちに数字の公表に至ると思いますが、ギャンブル等の依存問題の対策にも役立つものと思います。実は他にもパチンコ業界は社会貢献活動には熱心なんです。ホール団体が作っている全日本社会貢献団体機構のまとめによると、2016年にホール団体やホール企業、店舗が行った社会貢献、社会還元金の拠出総額は約17億円でした。こうした活動はなかなかアピールしづらいのですが、これはもっと皆さんに知っていただく必要があるのかもしれません。

――ゲンダイの読者に向けてメッセージを

筒井　現在の業界の最優先の課題は依存（のめり込み）対策です。その延長線上で、私たちは大衆娯楽という立ち位置を明確にしなければなりません。射幸性を抑制して、大当りを体験しやすい遊技機、もっとシンプルでわかりやすい遊技機、そういう遊技機を提供していきます。バリエーションの広がりのある遊技機、ゲーム性に付加価値を加味した遊技機、安心な遊技機を市場に投入し、我々メーカーとホールが一体となって、「また遊びに行きたい」と思われる流れを目指していきます。昨年、約73万台の回収対象遊技機を撤去しました。目指すのは大衆娯楽という原点に戻ること。そういう遊技機を作り、ホールに設置していただき、プレイヤーの方に楽しんで、喜んでいただきたいと考えています。私自身、週末にホールに行くのが楽しみでした。1人のファンとして一喜一憂していた、そんな自分の体験も機械作りの方向性に生かせればと思っています。ぜひ、パチンコの今後に期待してください。

日本遊技機工業組合
理事長 筒井公久

警察庁が規則改正案を公表

出玉規制へ――

警察庁は7月11日、ホームページにおいて「『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則案』に対する意見の募集について」を公表した。

警察庁が風適法および遊技機規則を改正するのは「改正案は特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）の附帯決議において、ギャンブル等依存症対策の強化が求められたことなどを踏まえ、遊技球の獲得性能に係る基準を見直す」ためとしている。つまり、通称「IR法案」審議時に懸念要素として挙がったギャンブル等依存症対策に関連し、現行のパチンコ・パチスロ機の射幸性を抑制するための規則改正ということになる。

改正案の主な内容は「標準的な遊技時間（4時間）における遊技球獲得性能に係る基準を新設し、4時間連続して遊技球を発射した場合に、獲得できる遊技球の数が1・5倍に満たないこと」。改正案では既存の1時間、10時間の基準に関しても4時間と同水準になる。規則改正後の獲得玉数は1時間では2・2倍以下、4時間では1・5倍以下、10時間では3分の4倍以下（1・33倍）と定められる。また、1回の大当り出玉が最大2400個から、最大1500個となる。

また、現行基準機については、「附則で定める各起算日から3年間は、引き続き営業所への設置を認めることなどを規定する」としている。

メーカーは保通協（一般社団法人保安通信協会）に遊技機を持ち込み、前述の試射試験を受ける。

発射可能玉数　1分100発　1時間6000発　4時間24000発　10時間60000発

保通協試験（試射試験）での獲得出玉　（単位＝発）

	改正前	改正後
1時間	～18000	2000～13200（発射×1/3倍）（発射×2.2倍）
4時間		9600～36000（発射×2/5倍）（発射×1.5倍）
10時間	30000～120000（発射×1/2倍）（発射×2倍）	30000～80000（発射×1/2倍）（発射×4/3倍）

上記の表は保通協における試射試験の改正をまとめたもの。1時間では発射玉数の3分の1倍以上、2.2倍以下の獲得出玉となる。すなわち遊技機では1分間に100個、1時間に6000個が発射可能なため、獲得出玉は最低2000個、最大13200個となる。